１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（９０６））
２．日　時：平成３０年４月２７日　１３時３０分～１５時１０分
３．場　所：原子力規制庁　８階北実用炉審査部門横会議室
４．出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、小林主任安全審査官、沼田主任安全審査官、宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、穂藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他１３名）

５．要旨

（１）日本原子力発電から、本日の提出資料を用いて、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合性について説明があった。

（２）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

○　全交流動力電源喪失時における原子炉隔離時冷却系の現場手動起動操作は基準要求であり、更なる信頼性向上のために整備する手順ではないことから、考え方を再整理して提示すること。

○　スクラム失敗時において原子炉出力３％以上の場合、サプレッションプールの水温によらず速やかにほう酸水注入系を用いた反応度制御を行う必要性について検討すること。

○　自主対策として、低圧電源車による「水処理MCC」又は「開閉所MCC」経由での給電手順整備にあたって、給電先及び接続方法（ケーブルを用いる等）を具体化すること。

○　緊急時対策室ガスタービン発電機の容量を提示するとともに、当該発電機からの給電により、どのような設備が稼働できるかを提示すること。

（３）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

６．その他

提出資料：

・東海第二発電所　新規制基準への適合性に係る主な変更点について
・柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所　技術的能力比較表　【対象項目：１．２　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等】

・柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所　技術的能力比較表　【対象項目：
１．１４　電源の確保に関する手順等】